

行政・法令等ウォ ツチャー報告

2012. 1. 19.

一般社団法人 福島原発行動隊
Skilled Veterans Corps for Fukushima

◇国、自治体、関連団体の
情報収集、検証

◇法令等の情報収集、検証

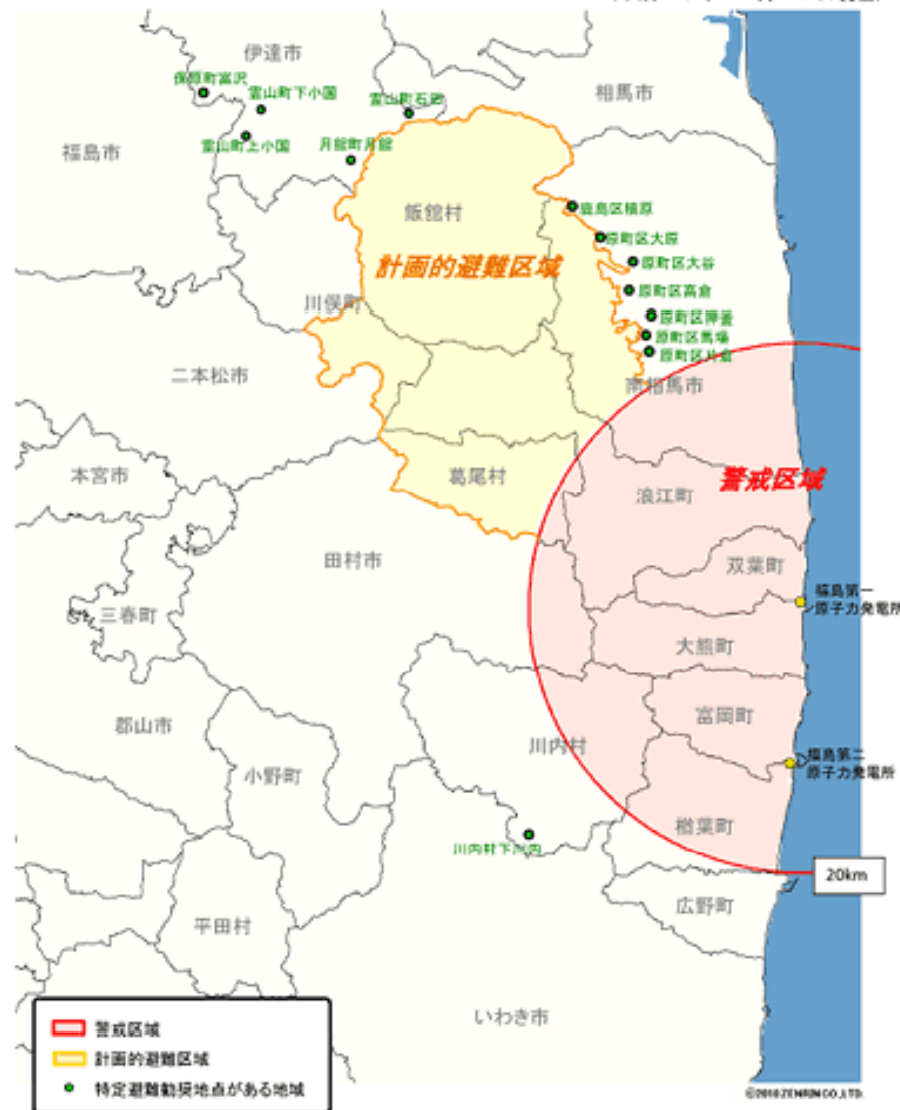
モニタリング・除染

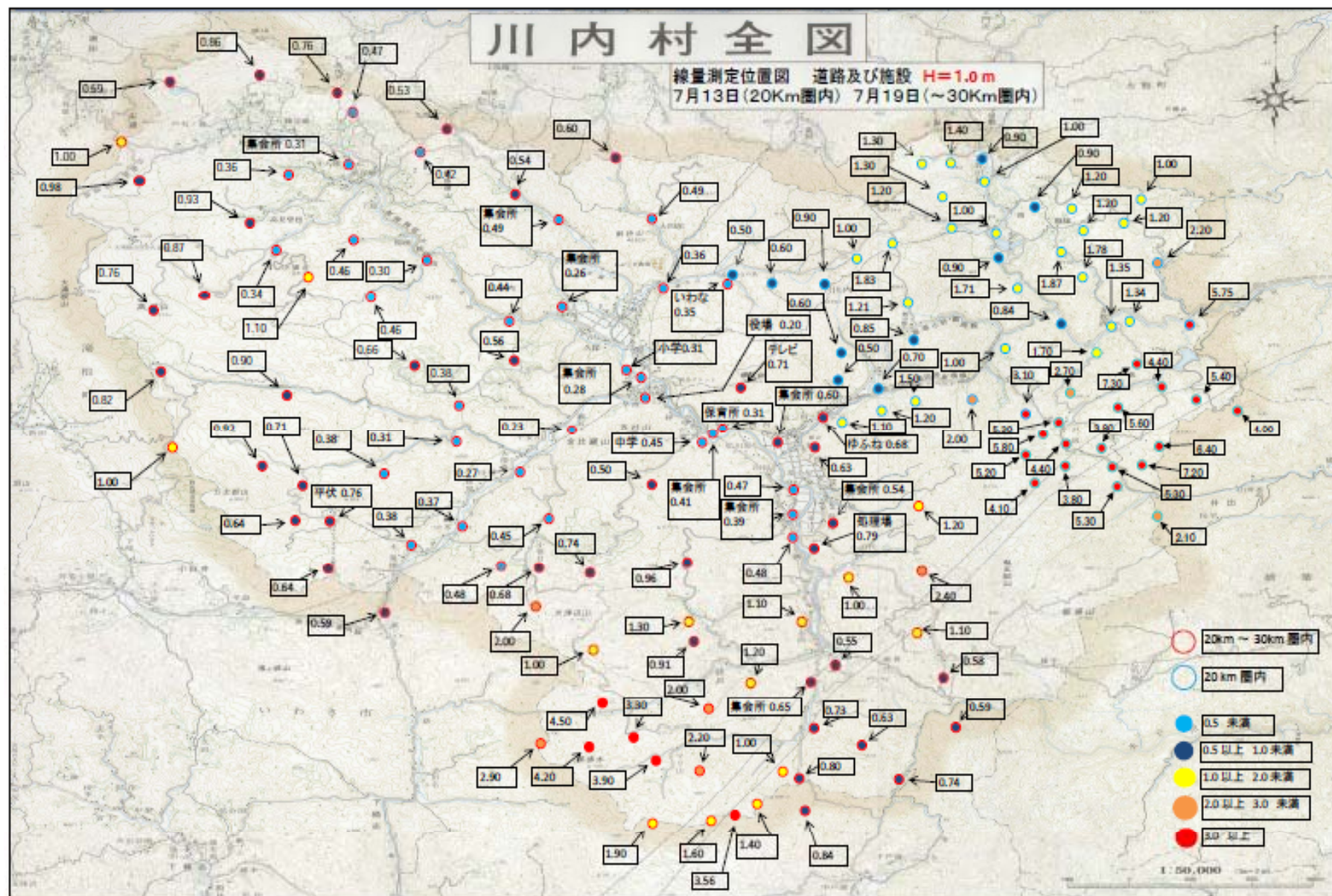
国家プロジェクト

被曝・健康管理

行動へ！

警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
(平成23年11月25日現在)







■ 労働安全衛生法

電離放射線障害防止規則（電離則）

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための
電離放射線障害防止規則の**特例**に関する省令
（平成二十三年厚生労働省令第二十三号）

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の**特にやむを得ない緊急**の場合に係る実用発電用
原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示
（平成二十三年経済産業省告示第四十号）

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された
土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障
害防止規則（除染電離則）

		1972年		2011年			2012年
電離則		9/30 →		3/14 →	11/1 →	12/16 →	4/30 →
管理区域内において放射線業務に従事する労働者(放射線業務従事者)の被曝限度	100mSv/5年		3・11東日本大震災				
	50mSv/1年						
緊急作業時における被曝限度	100mSv						
特例	半径30km圏内						
	原子炉施設等又はその周辺区域(告示)						

(原子炉施設等又はその周辺の0.1mSv/時を超える恐れのある区域における原子炉冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業を行う場合を除き100mSvに引下)

■ 2011年3月11日から2011年11月末

緊急作業従事者総数		18,846人
外部被曝線量最大値		182.33mSv
内部被曝線量最大値		590.00mSv
外部・内部被曝線量合算最大値		678.80mSv
被曝線量	50mSv超え	857人
	20mSv超え	3,312人

被曝線量

緊急作業に従事した作業者の3月～11月末までの外部被曝線量分布

区分(mSv)	3月			4月			5月			区分(mSv)	3月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計		東電社員	協力企業	計
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250超え	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	6	3	9	0	0	0	0	0	0	150超え～200以下	6	3	9
100超え～150以下	20	8	28	0	0	0	0	0	0	100超え～150以下	20	8	28
50超え～100以下	108	55	163	1	24	25	0	1	1	50超え～100以下	108	55	163
20超え～50以下	274	146	420	58	135	193	15	96	111	20超え～50以下	274	146	420
10超え～20以下	560	323	883	173	485	658	70	420	593	10超え～20以下	560	323	883
10以下	689	1,553	2,242	1,397	3,479	4,876	1,330	5,055	6,385	10以下	689	1,553	2,242
計	1,657	2,088	3,745	1,629	4,123	5,752	1,415	5,572	6,987	計	1,657	2,088	3,745
最大(mSv)	182.33	199.42	199.42	59.61	85.29	85.29	32.70	59.18	59.18	最大(mSv)	182.33	199.42	199.42
平均(mSv)	19.29	9.17	13.66	6.17	4.73	5.14	3.18	3.66	3.32	平均(mSv)	19.29	9.17	13.66

区分(mSv)	8月			9月			10月			区分(mSv)	11月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計		東電社員	協力企業	計
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250超え	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200超え～250以下	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150超え～200以下	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100超え～150以下	0	0	0
50超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50超え～100以下	0	0	0
20超え～50以下	1	9	10	0	19	19	3	3	6	20超え～50以下	1	9	10
10超え～20以下	16	124	140	2	113	115	15	90	105	10超え～20以下	16	124	140
10以下	1,269	5,728	6,997	1,217	5,652	6,869	1,162	5,289	6,451	10以下	1,269	5,728	6,997
計	1,286	5,861	7,147	1,219	5,784	7,003	1,180	5,382	6,562	計	1,286	5,861	7,147
最大(mSv)	21.54	29.25	29.25	11.35	35.50	35.50	35.30	25.41	35.30	最大(mSv)	21.54	29.25	29.25

※内部被曝線量は複数月にまたがる評価になっているケースが多いため、月別線量には加算していない

■ 外部被曝線量と内部被曝線量の合算値の分布

緊急作業に従事した作業者の10月末(3/11-10/31)と11月末(3/11-11/30)までの累積線量分布

区分(mSv)	3～10月			3～11月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
250超え	6	0	6	6	0	6	0	0	0
200超え～250以下	1	2	3	1	2	3	0	0	0
150超え～200以下	19	2	21	21	2	23	2	0	2
100超え～150以下	116	23	139	116					0
50超え～100以下	354	308	662	366	3～11月				24
20超え～50以下	627	1,686	2,313	631	東電社員	協力企業	計		142
10超え～20以下	493	2,320	2,813	474					113
10以下	1,648	10,175	11,823	1,701	6	0	6		785
計	3,264	14,516	17,780	3,316	1	2	3		1,066
最大(mSv)	678.80	238.42	678.80	678.80	21	2	23		-
平均(mSv)	23.36	9.38	11.95	23.52	116	23	139		-
					366	320	686		
					631	1,824	2,455		
					474	2,452	2,926		
					1,701	10,907	12,608		
					3,316	15,530	18,846		
					678.80	238.42	678.80		
					23.52	9.25	11.76		

■ 外部被曝線量

緊急作業に従事した作業者の10月末まで(3月:3/11-31・4月:4/1-30・5月:5/1-31・6月:6/1-30・7月:7/1-31・8月:8/1-31・9月:9/1-30・10月:10/1-31)の外部被曝線量

区分(mSv)	3月			4月			5月			6月			7月			計
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	
250超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	6	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	20	8	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	108	55	163	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	275	146	421	6	50	56	2	16	18	0	18	18	0	6	6	2
10超え～20以下	561	322	883	25	251	276	9	122	131	3	95	98	0	69	69	3
10以下	688	1,553	2,241	592	2,694	3,286	271	2,607	2,878	183	1,840	2,023	220	1,837	2,057	865
計	1,658	2,087	3,745	623	2,997	3,620	282	2,745	3,027	186	1,953	2,139	220	1,912	2,132	21.43
最大(mSv)	182.33	199.42	199.42	42.73	65.92	65.92	25.05	41.59	41.59	11.94	39.62	39.62	4.68	31.22	31.22	1.08
平均(mSv)	19.31	9.16	13.66	2.81	3.43	3.32	2.50	2.76	2.74	1.06	2.33	2.22	0.67	1.99	1.86	

区分(mSv)	3月			計
	東電社員	協力企業	計	
250超え	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0
150超え～200以下	6	3	9	0
100超え～150以下	20	8	28	0
50超え～100以下	108	55	163	0
20超え～50以下	275	146	421	2
10超え～20以下	561	322	883	3
10以下	688	1,553	2,241	870
計	1,658	2,087	3,745	21.43
最大(mSv)	182.33	199.42	199.42	1.08
平均(mSv)	19.31	9.16	13.66	

■ 内部被曝線量

緊急作業に従事実績のある作業者のうち、11月21日までにWBC測定を実施した作業者の内部被曝線量

区分(mSv)	3月			4月			5月			6月			7月			計
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	
250超え	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～100以下	36	42	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	182	78	260	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	402	263	665	1	18	19	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
10以下	1,026	1,701	2,727	622	2,966	3,588	282	2,739	3,021	186	1,940	2,126	220	1,909	2,129	809
計	1,658	2,084	3,742	623	2,986	3,609	282	2,740	3,022	186	1,940	2,126	220	1,909	2,129	0.13
最大(mSv)	590.00	98.53	590.00	18.81	41.80	41.80	0.24	10.12	10.12	0.08	0.76	0.76	0.21	1.90	1.90	0.00
平均(mSv)	12.06	6.38	8.89	0.24	0.59	0.53	0.01	0.12	0.11	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	

区分(mSv)	3月			計
	東電社員	協力企業	計	
250超え	5	0	5	0
200超え～250以下	1	0	1	0
150超え～200以下	1	0	1	0
100超え～150以下	5	0	5	0
50超え～100以下	36	42	78	0
20超え～50以下	182	78	260	0
10超え～20以下	402	263	665	809
10以下	1,026	1,701	2,727	809
計	1,658	2,084	3,742	0.13
最大(mSv)	590.00	98.53	590.00	0.00
平均(mSv)	12.06	6.38	8.89	

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射線物質汚染対処特措法）

◇除染特別地域（ $2.5 \mu\text{Sv/h}$ ）

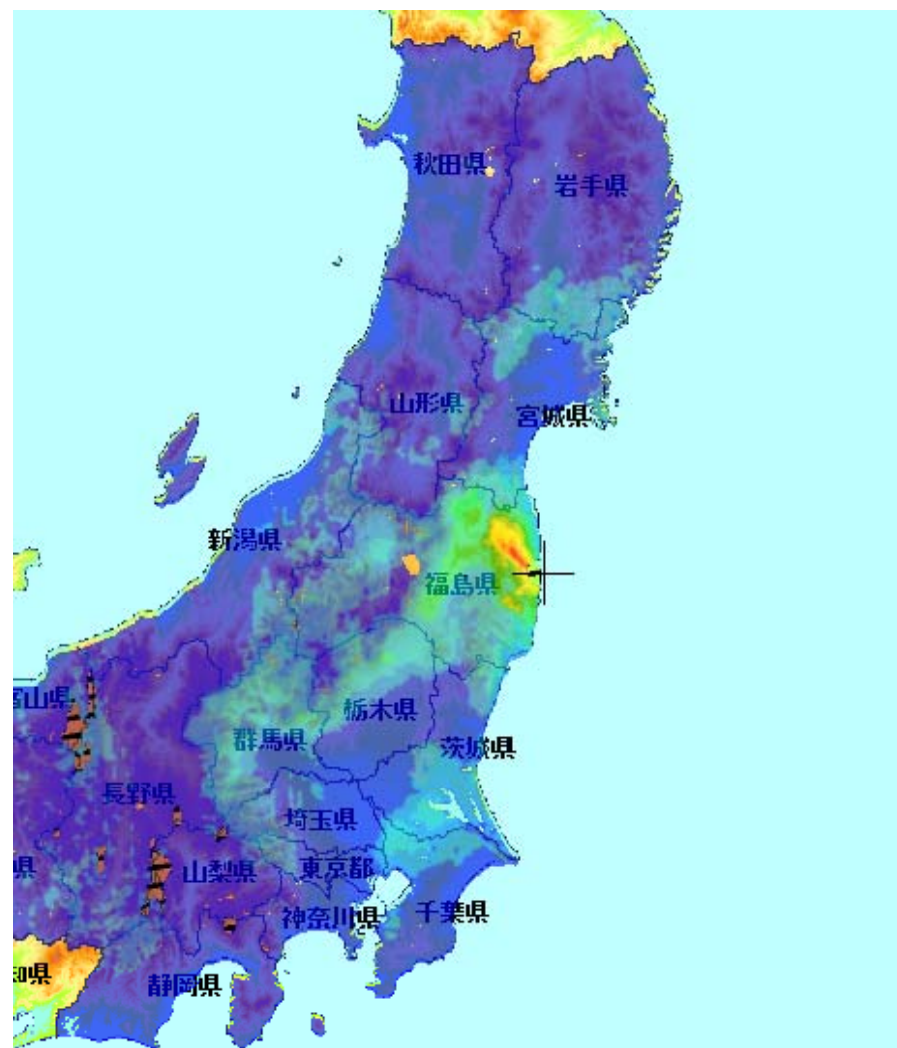
楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域の11市町村を指定

◇汚染状況重点調査地域（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）

岩手、宮城、福島、栃木、群馬、埼玉、茨城、千葉、8県の102市町村を指定

※除染ガイドライン

- 第1編 汚染状況重点調査地域内における環境の汚染の状況の調査測定方法のガイドライン
- 第2編 除染等の措置に係るガイドライン
- 第3編 除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン
- 第4編 除去土壌の保管に係るガイドライン



地図出典:「電子国土」URL <http://cyberjapan.jp/>

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）

事業者が 講ずべき措置	1	2	3
	被ばく低減のための措置	汚染拡大の防止措置	労働者の教育、健康管理など

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

4 労働者教育

(1) 除染等事業者は、作業指揮者に対して教育を行うこと。

(2) 除染等事業者は、労働者に対して、次の区分ごとに特別の教育を行うこと。

ア 学科教育（8時間）

- ① 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- ② 除染等作業の方法に関する知識
- ③ 除染等業務に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
- ④ 関係法令

イ 実技教育（4時間30分）

除染等作業の方法及び機械等の取扱い

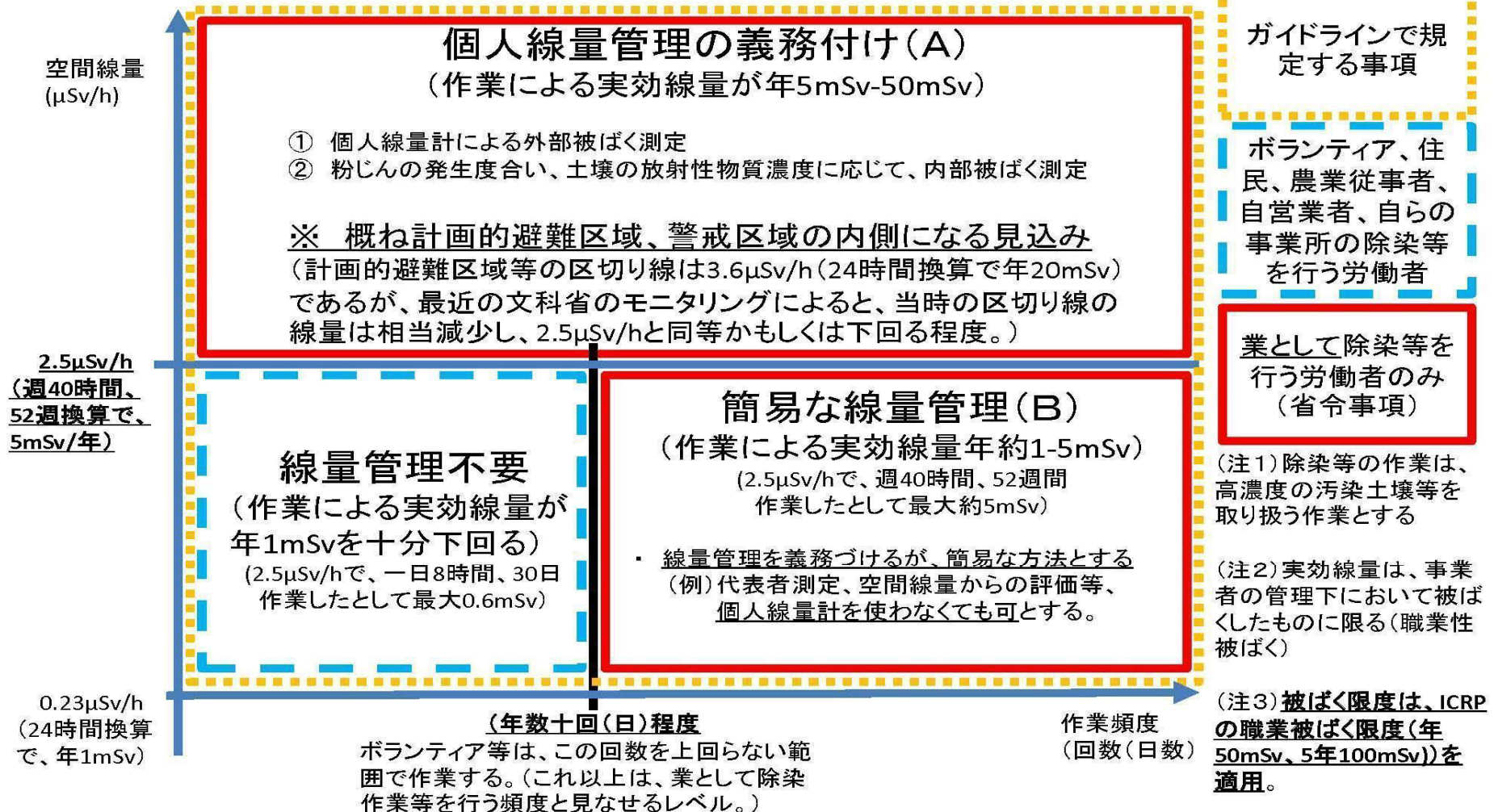
平均空間線量率の測定・評価の方法：
基本的考え方

(2) 測定は、専門の測定業者に委託して実施することが望ましいこと

除染等業務に関する業務であっても建設業務に該当する場合は、労働者派遣の禁止

被ばく線量管理の対象及び方法について

- ① 業として除染等を行う労働者は、以下の(A)及び(B)を合算し、職業被ばく限度(注3)を超えない管理をする。
 ② ボランティア等は、計画的避難・警戒区域の外側で、年数十回程度を上回らない回数(実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲内。これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)の作業とする。



① 職業被曝限度(50mSv/1年、100mSv/5年)超えない管理:A+B

※妊娠する可能性のある女性については、3ヶ月で5mSvを超えない

② ボランティア等(実効線量1mSv/1年を十分に下回る範囲)



■東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋ステップ2完了報告書(58P)

国は「放射線測定要員育成研修」(10/7までに計7回実施、約200名受講。12月中にさらに計3回実施予定) ※「福島原発行動隊」から25名受講

■東京電力福島第一原子力発電所1-4号機の**廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(27P)****② 要員確保に向けた今後の取り組み****ー放射線管理の場合**

現在も実施している社員及び協力企業社員を対象とした放射線測定要員養成教育研修を継続して実施し、今後必要性の高まる放射線関係の要員を計画的に育成していく。

放射線測定要員育成研修の様子

